

産業団地進出貸付のご案内

県が定める産業団地に土地を購入 又は賃借（定期借地含む）し、進出する方を支援します

1 融資対象者

県内又は県外で事業を営む方で、県が定める産業団地に土地を購入又は賃借（定期借地含む）し、工場等の新・増設を行い、かつ、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する方

(1) 次のいずれかの事業を営む又は営もうとする方で、県から確認を受けた方

ア 製造業

イ 流通関連業

ウ 情報サービス業

エ その他県が産業政策上、特に必要と認めた事業

(2) 土地取得後3年以内に操業を開始する見込みのある方

2 融資条件

融資限度額	1企業・1組合 5億円（ただし、知事が特に認めた場合は、10億円） かつ、融資対象事業費の80%
融資利率	年1.05%（固定利率）
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）
資金用途	県が定めた産業団地への進出に必要な設備資金（土地の購入費を含む）
保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる（第三者保証人不要）
信用保証	必要に応じて保証を付ける （ただし、保証限度額は、1企業2億8,000万円、1組合4億8,000万円）
ポイント	(1) 融資を受けるには、 <u>融資対象企業に該当する旨の県の対象企業確認結果通知書が必要</u> です。 (2) (1)の確認を受けた者については、中小企業者に限らず、対象となります。 なお、中小企業者については、金融機関の判断により信用保証を求めることができます。 (3) 「県が定めた産業団地」、「融資対象事業の確認」、「知事が特に認めた事業」に関することにつきましては、兵庫県産業労働部産業立地室に問い合わせてください。

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎ 078-362-3321

同産業立地室 ☎ 078-362-4154

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。
また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。